

会議の 公開・非公開の別	公開	【開催日】令和7年6月2日（月）		
会議録の 公開・非公開の別	公開	【時間】14時00分～15時30分		
		【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室		
		【傍聴人数】1名		
【名称】令和7年度第1回岸和田市指定管理者審査委員会				
【出席者】○は出席、■は欠席				
A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
○	○	○	○	○
《施設所管課》文化国際課 田宮課長、浅田主幹、大西担当員 公園緑地課 黒見課長、吉田担当長、中川主査 農林水産課 高橋課長、西田担当員 《事務局》財務部：新内部長 行財政改革課：滝石課長、三宅担当主幹、根来主任、上田主任				
【議題等】 1. 自泉会館の指定管理者の募集関係資料の審査 2. 岸和田市墓苑の指定管理者の募集関係資料の審査 3. 大沢山荘の指定管理者の募集関係資料の審査 4. その他				
1.自泉会館の指定管理者の募集関係資料の審査 文化国際課より、自泉会館における指定管理者の募集関係資料に関して説明。前回の公募から変更した主な点は以下の通り。 ・市が委託し実施している事業と団体に対する事業補助金により実施している事業について、指定事業と企画提案事業に分類し、指定管理者に実施を求める。 【質疑・意見概要】 事務局：事前にいただいた質問に対して、事務局より回答する。最初に、募集要項に記載がある光熱水費、電気ガスの精算の内容についてだが、募集時点で詳細な金額を示す予定。次に募集要項にある「(3) 収入」と「(4) 支出」の記載について、予算書に説明文書として添付するのが望ましいというご意見をいただいた。ご指摘通り予算書様式の裏面にも記載上の注意事項として記載した。なお、より詳細な科目を使用することも可能であるという旨を、記載したいと考えている。 最後に収支予算書と事業報告書における科目及び項目については整合性を図るように修正を指示し作成を求めていく予定である。 委員：指定管理者が想定していた予算で事業が行えたのか、指定管理者の事業計画が適正に行われたかの大事なチェック項目となるので、科目は揃えてもらいたい。その趣旨でお願いした次第である。 委員：募集要項P15の「18 事業の継続が困難となった場合における措置」の(5) その他不可抗力の場合については事業継続の可否について協議するとある。自泉会館は建築されてから90年以上経過している建物であり、例えば地震等で倒壊したような場合でも				

協議の上ということになるのか。

所管課：耐震構造が担保されているので、地震で倒壊するということを想定していない。

委 員：これからどのような災害が発生するか不明であるため、リスク分担は指定管理者が応募するかどうかの判断の一つになり、とても重要な基準となる。その為、詳細な記載が必要ではないか。その点、検討いただきたい。

委 員：業務仕様書 P5 の（ア）人員配置等の留意事項だが、「日曜日が貸館利用のみの場合は、1 名での勤務でも可能」と記載している。勤務時間は 6 時間を超えないのか。1 人勤務だと休憩が取れず、労働基準法上よくない。

所管課：現状はシルバー人材センターに委託をしている。実態は把握しておらず人がどのように交代しているか不明である。

委 員：募集要項 P14「16 管理状況の把握と評価・監査」の（2）文化創造ビジョン・岸和田～文化 花 咲かそう・岸和田の評価について教えてもらいたい。ビジョンは市が策定したものであるので、指定管理者に評価させるという意味か。それともビジョンに基づき、指定管理者が自己評価を行うのか。

所管課：ビジョンに基づく自己評価するという意味である。自泉会館で行う事業を 100%とし、本日説明した企画提案事業や指定事業を指定管理者が一次評価をし、所管課が評価を確認する。また、その事業が文化振興審議会で真にビジョンに沿う事業であるのかという評価を受けることになる。

委 員：承知した。先の委員と重複するが、今後どのような災害が発生するかわからない。リスク分担表の災害時対応に応急措置等は指定管理者と記載されている。この「等」には本格復旧は含まれないという認識でよいのか。

所管課：本格復旧は含まれていない。本格復旧は行政側である。

委 員：災害時のリスク分担について書かれているのは、リスク分担表だけであったと認識している。また、応急措置とは何を指すか。

所管課：応急措置はけが人の対応や、物の破損があった場合に市に連絡すること、対応を市と協議することを指す。

委 員：災害発生において応急救助を行うのに対応を市の指示に従う必要はあるのか。その理由はリスク分担表には「負担者」と記載されており、負担者とは費用を負担するという意味ではないか。

所管課：仕様書 P8 の 6（6）事故・災害時の対応において災害による施設の損傷及び被災者が発生した場合は、被害が最小限となるように迅速かつ最善の策をとるとともに、直ちに市へ報告することとしている。また、指定管理者はその指定管理業務の実施に当たり、自らのリスクに対して適切な範囲で保険に加入すること。なお、施設に対する建物総合損害補償共済並びに市民総合賠償保険は市が加入するが、施設保険には必ず加入することとしている。

委 員：岸和田市には南海浪切ホール、マドカホール、自泉会館という大中小があり、岸和田市における各施設の条例、そして文化の創造ビジョンからその対応関係を確認した。自泉会館の役割は文化創造ビジョンの中ではどの位置づけとして説明できるか。文化創造ビジョンをみると例えば子どもたちや障がい者への文化の機会供給、学校や施設との連携など記載されているが。文化創造ビジョンで行おうとしている体系と、南海波切ホー

ル、マドカホール、自泉会館の役割が見えにくい。

所管課：自泉会館においては特に国の登録有形文化財であるため、建物の保存、継承していくことを求めている。また、音楽堂としてのホールの特性、また小規模な展示場を活かし市民が気楽に触れ合って楽しめる、身近なコンサートの開催、小規模な展覧会など市民が身近に文化芸術に触れる機会を提供する役割を担っていると位置付けている。

事業実施につきましては文化財としての価値を高める事業の実施、市民が登録有形文化財として認識できる施設の周知、クラシック音楽を学んでいるアマチュアの発表の場の提供、様々なジャンルの音楽などのプロによるすぐれた舞台芸術の市民が身近に鑑賞する機会を提供すること、市民の持つノウハウを生かした事業の推進に努めること、文化活動を行う市民や団体の交流の場としての活用の促進に努めること、文化活動を行う市民や団体の交流の場としての活用の促進に努めること、若手芸術家の発表や展覧会の開催を推進すること、地域の魅力づくりに努めることとしている。

委員：理解した。

委員長：他に意見が無いようであれば、特に大きな修正要望もないので、自泉会館における指定管理者の募集関係資料については了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：自泉会館における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

2.岸和田市墓苑の指定管理者の募集関係資料の審査

公園緑地課より岸和田墓苑における指定管理者の募集関係資料に関して以下の内容を説明。

- ・指定管理者制度を導入する目的
- ・設置目的、施設構造・規模等及び区画墓地・合葬墓についての説明
- ・利用料金制の採用の有無
- ・自主事業について

【質疑・意見概要】

事務局：事前にいただいた質問に対して、事務局より回答する。最初に、募集要項に記載がある光熱水費、電気ガスの精算の内容についてだが、募集時点で詳細な金額を示す予定。次に先ほど審議した自泉会館と比較すると指定管理料の支払いについての記載が募集要項にはない点について。募集要項の標準例には指定管理料の支払いについて記載しておらず、基本協定書及び年度協定書の標準例に指定管理料の支払いに関する記載をしている。岸和田墓苑は標準例に則って作成しているため、募集要項には記載していない。最後に収支予算書と事業報告書における科目及び項目については整合性を図るように修正を指示し作成を求めていく予定である。

委員：事業報告の際に予算と実績の比較表を作成することとなっていると思うが、それに合わせられるように整合してもらいたい。事業によっては、特に自主事業ではどのような事業が行われるかが不明である。とても小さな事業かもしれないため、科目を細かく分ける必要はないと考えている。

委員：指定管理者の業務として使用者募集事務に関することがある。これは、募集に関する業

務だけで許可は市が行うのか。

所管課：ご認識通り。

委 員：例えば管理料を支払わない使用者がいたとして使用権消滅した場合、墓石が残ることとなる。その撤去対応は指定管理者が行うのか。

所管課：そのような事例は現時点ではないが、今後発生した場合、市が撤去する。

委 員：仕様書 P3 の（２）①（オ）において候補地に巻石等があれば、募集開始までに撤去し、更地にすること、と記載がある。巻石等は指定管理者の業務で費用負担も指定管理者なのか。

所管課：費用も指定管理者である。

委 員：巻石は誰が設置したものになるのか。

所管課：使用許可時に使用者が設置したものとなる。

委 員：では、巻石と墓石との違いは何か。使用者が管理料を支払わない際の撤去の費用負担が、巻石は指定管理者、墓石は市となると整理ができていないのではないのか。

近年、墓仕舞いが増えてきている。放置されている墓もあると聞く。

また、リスク分担表に管理事業の運営事業の中止・延期の天災その他不可抗力による事業の中止延期が別途協議となっている。また、天災その他不可抗力による施設付帯設備の損壊復旧、天災その他不可抗力による機器備品の損壊復旧が別途協議となっている。どこまで指定管理者が負担するのかというのは明確にしていきたい。

所管課：改善する。

委 員：業務仕様書の P2 の 4（１）①に職員の配置及び研修等に関することに管理責任者を 1 名配置することとある。それ以外については応募者に任せるのか。提示された勤務体制や勤務ローテーション等を所管課で確認して適正か判断するのか。

所管課：ご認識通り。

委 員：募集要項 P1 の 1（１）に指定管理者募集の目的に墓苑の「効用」を最大限に発揮し、とあるが、墓苑の効用とは何か。どのようなイメージをもって記載しているのか。

所管課：亡くなられた方が安らかに、また、遺族の方が亡くなられた方を安心して埋葬できる状況を作り、市民の方が安心して暮らせるようなイメージを持って記載している。

委 員：承知した。所管課にて岸和田市みどりの基本計画を策定しているが、この岸和田墓苑は基本計画に含まれていないと認識してよいのか。もし、含まれるのならば、指定管理者に基本計画を理解してもらう必要があるので、募集関係資料に記載するべきではないか。

所管課：基本計画は公園の全般に関する計画となる。岸和田墓苑は公園墓地、すなわち公園の一つになるので、基本計画に入っている。その点、募集関係資料を修正する。

委 員：「効用」に関する補足だが、指定管理者制度が開始した時期に、総務省が「施設効用の最大化を目指すこと」を旨としてこの制度を適用するとあった。その「効用」を利用されたのではないかと推測する。しかし、経済学用語の「効用」は消費者満足を意味する。公共施設に用いるには、過大ではないかという批判もあった。学会でも使用するべきではないとの議論があった。

委 員：修繕料について質問する。リスク分担表にある経年劣化等による修繕料は 100 万円未満が指定管理者、100 万円以上は行政と記載がある。その下に年間の修繕費総額につ

いては黒丸表記となっている。募集要項 P4 の 6 (4) 留意事項には 100 万円を指定管理料に積算すると記載されており、整合性をとっていただきたい。100 万円未満の修繕であるならば、指定管理者が実施することとなっているため、100 万円を超過するまで修繕しないといったことを誘発する。100 万円未満のことは指定管理者のマネジメントとなるため、誤解されないような記載方法を検討されたい。

委員：冒頭の話と重複するが天災その他不可抗力による修繕についても同様である。当該事由に伴う公共施設の修繕は施設設置者が当然である。リスク分担表の「別途協議」の記載は検討してもらいたい。

所管課：承知した。

委員：施設概要書に記載されている「その他留意事項」で「開設よりかなりの日数が経っており、施設・設備の老朽化が否めないため、指定管理に移行する前に修繕必要な箇所あり」とあるが、指定管理者に引き渡す前にすべて修繕するという意味か。

所管課：ご認識通り。今年度修繕する予定である。

委員：それならば、大きな修繕を指定管理者が行う必要はないと理解してよいか。

所管課：ご認識通り。

委員：先ほど修繕料の記載について話をしたが、大きな修繕を指定管理者が行わないならば、明確に金額を記載するほうが良いと考える。

所管課：承知した。

委員長：他に意見が無いようであれば、各委員より出た改善項目の修正をお願いする。岸和田墓苑における指定管理者の募集関係資料については概ね了承ということで良いか。

各委員：(賛同)

委員長：岸和田墓苑における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

3.大沢山荘の指定管理者の募集関係資料の審査

農林水産課より、大沢山荘における指定管理者の募集関係資料に関して説明。

【質疑・意見概要】

事務局：事前にいただいた質問に対して、事務局より回答する。最初に、募集要項に記載がある光熱水費、電気ガスの精算の内容についてだが、募集時点で詳細な金額を示す予定。次に先ほど審議した自泉会館と比較すると指定管理料の支払いについての記載が募集要項にはない点について。募集要項の標準例には指定管理料の支払いについて記載しておらず、基本協定書及び年度協定書の標準例に指定管理料の支払いに関する記載をしている。大沢山荘は標準例に則って作成しているため、募集要項には記載していない。最後に収支予算書と事業報告書における科目及び項目については整合性を図るように修正を指示し作成を求めていく予定である。

委員：大沢山荘は他の施設とは規模が違い、地域密着的な施設である。また、大沢町会が作成する予算書や報告書は企業とは違うと想像している。趣旨としては他の施設と同様に収支予算と事業報告が比較して検討をしてもらえるように、その点を大沢町会にも理解し

てもらえるように説明してもらいたい。

委員：リスク分担表に別途協議と記載している項目、新税又は税率の変更によるもの、天災その他不可抗力による事業の中止・延期、天災その他不可抗力による施設躯体・設備の損壊復旧、天災その他不可抗力による機器・備品の損壊復旧だが、指定管理者にも一定の負担をしてもらおうと認識されかねない。これは妥当ではないと考えるため、検討していただきたい。

また、リスク分担表において経年劣化による修繕に関して3万円以下は指定管理者が対応し、3万円超過は別途協議となっている。しかし、募集要項P5の6(4)において3万円を超える修繕については市で対応と記載されている。そのため、リスク分担表の記載については改めていただきたい。

所管課：3万円を超える修繕費の記載について検討させていただく。

リスク分担表の天災その他不可抗力による事業の中止、延期についてだが、大沢山荘の立地が山手であるため、市役所の天候や道路の状況が違う場合がある。大沢山荘付近では大雨、市役所付近では晴天という場合や、その反対もあり得る。その為、事業実施の判断については別途協議と残したいと考えている。それ以外については、検討させていただく。

委員：事業実施の判断ということであれば、詳細に記載されたい。

委員：労務管理の点について確認したい。開館時間が午前9時から午後10時までの13時間開館しているとのことだが、実際にこれだけの時間開館している日はあるのか。

所管課：管理人が1人おり、午前9時から午後5時までが勤務時間で、1時間休憩がある。午後5時から10時までは指定管理者として管理責任者と会計を担っている町会長2名が交代で勤務する。ただし、条例において午後5時以降貸館がない場合は閉館可能としている。午後5時以降利用されているのは年間25%程度、残りの75%は利用されていないので閉めている。

委員：承知した。

委員：大沢山荘の現状について教えてもらいたい。大沢山荘の使用理由は農林業の振興、後継者の育成や社会教育活動などあるかと思うが、実態はどの理由が多いのか。

所管課：農林業振興が全体の10%程度、後継者の育成が20%、残りの70%は市民の自主的な社会教育活動である。なお、条例及び条例の施行規則によって設置目的以外の目的に関しては使用許可しない。

委員：大沢山荘は非公募で従前より大沢町会に指定管理をお任せしている。審査基準にサービス向上のための取り組みがあるため、そのような取り組みをなされていたと理解してよいか。施設自体の公益性を最大限出せるように運営されていたと理解してよいか。

所管課：ご認識通り。

委員：審査基準に「団体の財務状況は健全か」の項目がある。次のフェーズかと考えるが、この指定管理料が大沢町会にどのような影響を与えるのかという点が気になる。

指定管理料の収入でもって大沢町会自体が維持されているのであれば、それなりの覚悟をもって指定する必要があるのではないかと、そのように考える。

委員長：他に意見が無いようであれば、委員より指摘のあった詳細に記載してもらう点の修正を

願ひする。大沢山荘における指定管理者の募集関係資料については概ね了承ということ
とで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：大沢山荘における指定管理者の募集関係資料についての審議を終了する。

4.その他

事務局：次回以降の議題は公募により指定管理者候補者を選定する自泉会館、岸和田墓苑と、前
回審議いただいた中央公園・総合体育館等、都市公園・児童遊園（北側）、都市公園・
児童遊園（南側）、非公募により指定管理者候補者を選定する大沢山荘のプレゼンテー
ション及び候補者の選定となる。

委員長：次回以降の審議は申請者の秘密情報が含まれる可能性があることから、当該委員会は非
公開で実施すべきと考えるが、よろしいか。

委 員：（賛同）

委員長：次回以降の申請者によるプレゼンテーション及び指定管理者候補者の選定する指定管理
者審査委員会は非公開で実施する。

以上